

栗山町空き缶等のポイ捨て及び飼い犬の ふんの放置の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置（以下「ポイ捨て等」という。）の防止に関し必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲食物等を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、廃プラスチック類その他これらに類する物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
- (3) ポイ捨て 回収容器その他定められた場所以外の場所にみだりに捨てることをいう。
- (4) 町民等 町内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在する者又は町内を通過する者をいう。
- (5) 事業者 町内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (6) 飼い犬 飼養管理されている犬をいう。
- (7) 飼い主 飼い犬の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）をいう。

(町の責務)

第3条 町は、ポイ捨て等の防止のために必要な施策を実施するものとする。

(町民等の責務)

第4条 町民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納することにより、自らの責任において適正に処分するよう努めなければならない。

2 町民等は、空き缶等のポイ捨ての防止のために町が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては空き缶等のポイ捨ての防止に努めな

ければならない。

- 2 事業者は、空き缶等のポイ捨ての防止のために町が実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、ふんを処理するための用具を携行し、当該飼い犬がふんをしたときは、当該用具に入れて持ち帰り、適正に処理しなければならない。

- 2 飼い主は、飼い犬のふんの放置の防止のために町が実施する施策に協力しなければならない。

(空き缶等のポイ捨ての禁止)

第7条 町民等は、空き缶等のポイ捨てをしてはならない。

(飼い犬のふんの放置の禁止)

第8条 飼い主は、公園、広場、道路、河川その他公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等に、当該飼い犬のふんを放置してはならない。

(指導)

第9条 町長は、ポイ捨て等を防止するために必要な指導を行うことができる。

- 2 町長は、前2条の規定に違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復を指導することができる。

(勧告及び命令)

第10条 町長は、正当な理由がなく前条第2項の規定による指導に従わなかった者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

- 2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(過料)

第11条 前条第2項の規定による命令に従わなかった者は、2万円以下の過料に処する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。